

# 第2期葛城市教育大綱(案)の概要

## 1. 大綱策定の趣旨

この大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項に基づき、葛城市の教育振興に関する総合的な方針を定めるもので、葛城市総合教育会議における協議・調整を経て策定するものです。

## 2. 計画期間

令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間を大綱の期間とします。

## 3. 基本方針

まちづくりは人づくりから

郷土に誇りをもち、未来に向かってたくましく生きる人づくり

## 4. 基本目標

高い道徳心や規範意識を備えるとともに、人間・郷土愛に富み、進んで挑戦する市民の育成

## 5. 葛城市教育大綱の6つの基本目標

### 【A】学校教育の充実

- ① 「基礎学力」や「活用力」等、確かな学力を育む教育の推進
- ② 豊かな感性と社会性を育む教育の充実
- ③ 「食育」をはじめ健やかな体を育てる教育の推進
- ④ 特別支援教室の充実
- ⑤ 不登校等への相談体制の充実をはじめ、安心して楽しく学べる「学校づくり」の推進
- ⑥ 「いじめ」を許さない自他尊重も精神の育成
- ⑦ コミュニティスクールの取組等、「地域に開かれた学校」づくりの推進
- ⑧ 幼稚園・保育所、小・中学校の連携の推進
- ⑨ 教育課題を的確に捉え、高い指導力を発揮する資質と能力、情熱を有する教員の育成
- ⑩ 安全で快適な学校施設の整備
- ⑪ ICT機器を活用した教育の推進

### 【B】文化・芸術の振興

- ① 伝統的な文化の継承と、多様な文化芸術の振興・発展
- ② 市民・文化団体等の文化芸術活動への支援
- ③ 地域の文化・芸術活動充実のための地域公民館活動への支援
- ④ 市民の生きがいづくり促進のため地域の人的・物的資源の活用した文化芸術活動の展開
- ⑤ 文化芸術に対する市民の興味・関心を高める、魅力ある事業・イベントの実施
- ⑥ 市民の文化芸術・学術への関心を育てる文化会館、図書館や歴史博物館等の文化施設の事業等の充実

### 【C】スポーツの振興

- ① 子どもから高齢者まで、誰もが個々の状況に応じて運動やスポーツに取り組み、親しめる環境づくり
- ② 市民が運動やスポーツに関心をもち健康に生活できるよう、各種関係団体等との連携によるスポーツ大会やスポーツ教室等スポーツ活動の充実
- ③ 市民が主体的・計画的にスポーツに取り組み、豊かなスポーツライフを形成するための活動支援
- ④ 多様で安全なスポーツ施設の整備・充実とともに、スポーツに関する様々な情報の提供、指導者の確保等、スポーツ環境の充実

## 【D】地域の教育力の向上

- ①地域の活動を通じた子どもたちの規範意識の醸成と規律ある生活習慣の確立
- ②地域全体で子どもを見守る意識の醸成と健全な青少年の育成を支える地域教育力の再生
- ③地域の行事や自然体験、生活体験等の生活活動の充実を図る取組への支援
- ④人と人がつながり、市民誰もが明るく生活していくため「あいさつ」の励行

## 【E】家庭の教育力の向上

- ①「家庭」「子育て」に対する親の意識向上のための取組の推進
- ②0歳児からの子育て・教育支援の充実
- ③保護者の不安や悩みに対応する子育て講座等、家庭教育に関する学習機会の提供
- ④子育てにかかる相談支援体制の整備と充実
- ⑤「食育」を通じた子どもの健康促進と取組への支援
- ⑥「子育てふれあい広場」等、保護者の交流の場と機会の提供

## 【F】人権の尊重

- ①人権課題の克服と人権文化の創造を目指す人権教育・啓発の推進
- ②互いの人権を認め合い尊重し合う社会の構築

## 6. 大綱の推進方針

本大綱は、「葛城市第2次総合計画」とも整合性を図り、市として一体的に本大綱に掲げる施策に取り組みます。

市長は、教育委員会及び学校の取り組み状況について毎年度報告を求め、総合教育会議において、検証・協議します。